

教職員の懲戒処分公表資料

令和 6 年 3 月 8 日
島根県教育庁学校企画課
担当者 安原 卓治
電話 0852-22-5411

教職員の懲戒処分について

このことについては、下記のとおり執行したので、その概要を公表する。

記

1 該当者

県立高校 講師 藤田^{ふじた} 勇飛^{ゆうひ} (28 歳、男性) (以下「A」という。)

2 処分内容 懲戒免職

3 処分期日 令和 6 年 3 月 8 日 (金)

4 事実概要及び処分理由

令和 5 年 7 月 12 日 (水)、A は 18 歳未満の女性に対し、わいせつ行為を行った。また、同年 7 月 16 日 (日) にも、同女性に再びわいせつ行為を行った。

こうした行為は、教職員としての信頼を著しく損なうものであって、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当するとともに、公教育に寄せる県民の期待を裏切り、信用を著しく失墜させるものである。

このため、地方公務員法の規定及び「教職員の懲戒処分及び公表の指針」に基づき、上記 2 の処分を行うこととした。

5 その他

- (1) A の勤務校の管理職については部下職員の指導監督が適正を欠いていたことの管理責任を問い、校長に文書訓告の措置を行った。
- (2) 再発防止に向け、各県立学校長及び各市町村教育委員会教育長に対し、通知や研修会・会議等を通じて、服務規律の確保及び児童生徒等性暴力防止の徹底を図る。